

平成28年度夏季防災訓練

1. 班単位防災訓練 8月28日(日)午前9:00~11:30終了

(市広報同報無線) (終了時間厳守)

①、自助(各個人の行動)

午前9:00 地震発生 ○まず、身を守る。

○揺れが収またら火を消す。

○非常脱出口確保(ドア・窓)

～3分経過 火元確認 ○早めにガスの元栓を閉める。

○電気のスイッチ・ブレーカーを切る。

○火が出ても落ち着いて初期消火。

家族の安全 ○倒れた家具の下敷きになっていないか確認。

○靴・スリッパを履く。(ガラスの破片に注意)

○崖崩れの危険地域は即避難。

～5分経過 ○黄色の旗を揚げる(ハンカチ作戦)

○隣近所に声を掛ける。

○近所に火は出でていないか確認。

○班の一時避難場所へ避難開始

避難時の身なり……頭 = ヘルメット・防災頭巾

服 = 長袖・長ズボン(燃えにくい木綿製品)

手 = 軍手(手袋)

足 = 底の厚い履き慣れた靴

持ち物はリュックで(非常持ち出し品は最小限)

◎ 平成27年度冬季防災訓練では、避難時の身なりが徹底しておらず、特に頭の保護がほとんど出来ていなかった、避難時にはヘルメット・防災頭巾は必ず使用するのが望ましい。

②、共助(班防災組織の活動)

◎留意点

班の防災訓練は、その時の、班長、班防災員、体育委員が中心となり運営し、**消火班・救出班・救護班・搬送班・情報班**がその任にあたる。状況により他の班員も臨機応変に対応する。

☆ 昨年の災害時担当者(消火班・救出班・救護班・搬送班・情報班)名はもう一度各班でしっかりと確認して災害時にそなえる。

～7分経過 班員が班内の一時避難場所に集合

- 班長は災害時安否確認名簿にて名簿チェック
- 班防災員と体育委員は協力して未集合者の安否確認(班内要援護者・高齢者)
の状況を班長に報告。
- 消火班は他の班員と協力して初期消火に努める。
- 救出班も他の班員と協力して人命救助を行う。

～15分経過

- 情報班は地域内の情報を収集する。
- 救護班は負傷者の応急手当。
- 搬送班は負傷者を大富士中学まで搬送。
- 要援護者を援護者は特養かりんの家・グループホームゆずの家に班員と協力し搬送。
- 初期の防災活動終了後班代表者が区防災本部(3区区民館)に状況を報告。
(連絡方法は臨機応変に、代表者が出向くか携帯電話・SMS等で)

～数時間後

- 市登録防災関係者は広域避難場所富士見小に集合。

◎各班模擬訓練について

前回の平成27年冬季防災訓練では、各班に於いて①消化訓練、②人命救助、③炊き出し訓練を選択して行いました。

今回は区全体で「炊き出し訓練」に統一したいと考えております。

但し、あくまでも炊き出しの模擬訓練は区防災部で強制するものではありませんので、各班で実施するかどうかは選択して下さい。

◎班炊き出し訓練のねらい

- ①、不側の大規模災害に備え、班内で炊き出しを経験しておく。
- ②、実施する事により、炊き出しに必要な物の確認と準備ができる。
- ③、実施する事により、班長を中心に、班防災員、体育委員、その他各防災班との班防災の結束と充実をはかる。

炊き出し模擬訓練はいざ大規模災害が発生し、広域避難場所（富士見小学校）に食料が届き、配布されるまでの間、（熊本地震の様に、早くても3日、遅ければ1週間もの間、食料が届きません。）自分達での食料確保が必要となり、その時の為にも班単位での炊き出し訓練を実践しておく事が重要です。

このような事から、事前に各班で相談しそれぞれの家に炊き出しに必要な、何があり何を持って来るか決めておく。

◎取り扱う火について

炊き出し訓練は、火を使用するので、区防災部より消防署東分署へ、焚き火申請を各町内別に一括申請をしておきます。

- ◎ 但し、一時避難場所の地主の許可は必ず取るようにとの事です。したがい一時避難場所が住宅地内の空き地の場合は、各班でそこの地主に実施内容の許可をとって下さい。また公園等の公共地を使用する場合は、区防災部よりまとめて市に許可をもらいます。
- ◎ 炊き出し訓練の実施にあたっては、必ず近くの消火器を1本以上用意をしておいてください。またバケツにも消火用の水を1つは用意してください。
- ◎ 班の消火班は火（マキ・ガスなど）の見守りを行う。